

基金情報

No. 134

平成25年3月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
 〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
 Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
 ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成24年度・主要事業概況

事 項	2月末数	対前月増減数	事 項	2月末数(累計)	
事業所数(件)	222	0	年金掛金	調定額(円) 1,462,110,000	
加入員数(人)	男子	4,247	-3	収納額(円)	1,455,689,372
	女子	2,115	-11	収納率	99.56%
	計	6,362	-14	事務費掛金調定額(円)	40,837,696
平均標準給与月額(円)	男子	341,448	-552	資産運用	信託資産額(時価) 251億3,551万円
	女子	230,825	-308		修正総合利回り 11.24%
	計	304,672	-360		ベンチマーク差 -1.17%
受給者数(人)	6,411	-6	慶弔金の支給件数・金額	59件94万円	
平均年金額(円)	523,028	174	年金相談件数	828件	

年金関係

【年金支給繰上げ制度】

国の老齢厚生年金等の支給開始年齢が生年月日に応じて61歳から65歳に引上げられることに伴い、60歳以降国の年金の支給開始年齢到達までの間、年金の繰上げ受給が可能となり、当基金においても同様に支給繰上げ制度を実施しています。

国の老齢厚生年金の「繰上げ」請求を行った場合、同時に老齢基礎年金と当基金の年金も「繰上げ」受給することとなります。

- ◆ 年金の「繰上げ」請求ができるのは、国の「老齢基礎年金」の受給権（原則25年）または特別支給の老齢厚生年金の受給権を満たしている方です。お近くの年金事務所にて「繰上げ」受給ができるか必ずご確認ください。（国の年金が「繰上げ」受給できない場合、当基金の年金も繰上げて受給することはできません）
- ◆ 繰上げ受給をした場合の年金額は、繰上げ月数に応じて本来の年金額から一定額が減額されます。繰上げ受給により減額された年金額は、本来の支給開始年齢に到達されても減額後の年金額です。

減額率＝0.5%×繰上げ月数（繰上げ請求月から本来の支給開始年齢到達月の前月）

- ◆ 繰上げ請求した後に、繰上げ請求の取消しはできません。
- ◆ （国）繰上げ請求前の病気やけがで障害がある場合、繰上げ請求をしていると障害基礎年金を受給できなくなる場合がありますので、必ず年金事務所へご確認ください。
- ◆ （国）65歳前に遺族年金の受給権が発生した場合、老齢基礎年金と遺族年金のどちらかを選択受給することになります。（多くの場合、遺族年金を選択した方が有利となります）繰上げ受給している方が遺族年金を選択した場合、繰上げ請求により年金額が減額され減額された年金は遺族年金受給のため65歳まで全額支給停止となり、65歳以降も減額されたままの年金額を受給することとなりますのでご注意ください。

当基金の年金支給「繰上げ」請求手続きについて

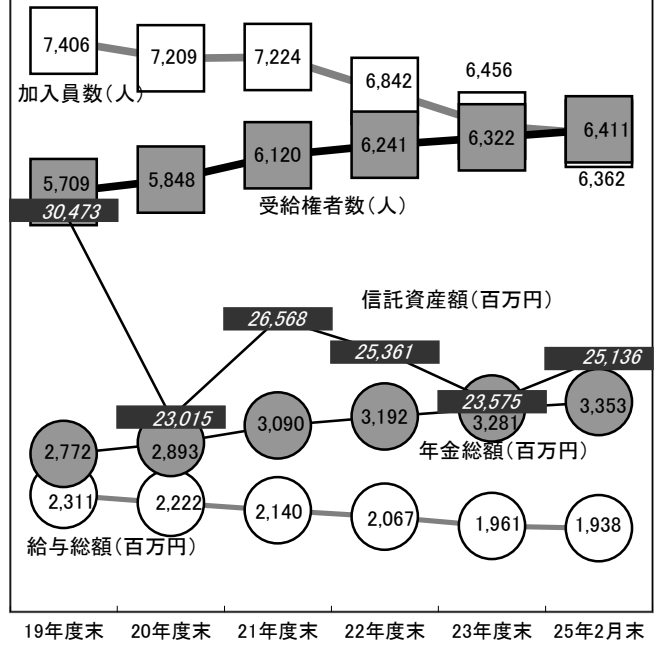
- ◆ 繰上げ受給を希望される方は、当基金へ繰上げ請求の手続きが必要となります。
- ◆ 当基金の繰上げ請求には、国の「年金証書」の写しの添付が必要となりますので、必ず先にお近くの年金事務所にて繰上げ請求を行ってください。

国の「年金証書」とは・・・

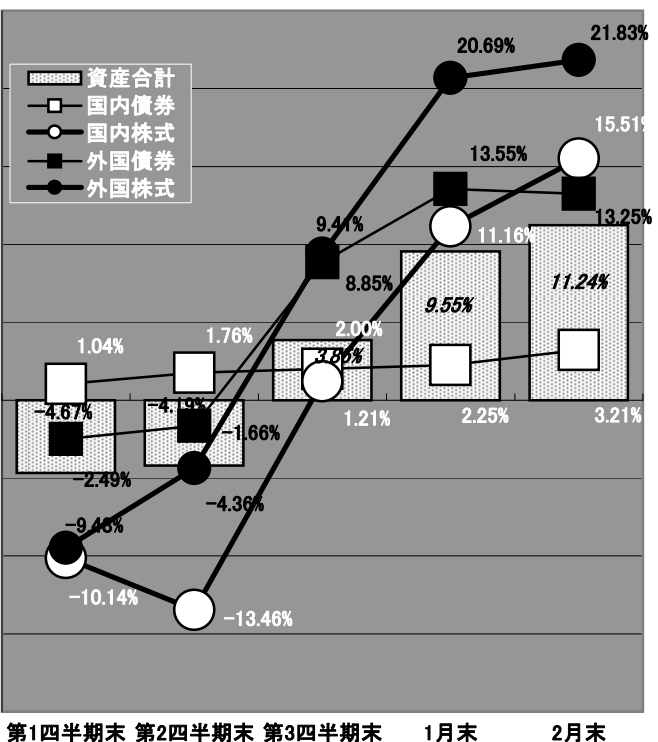
年金事務所にて年金の受給請求を行うと、請求してから2ヵ月後くらいに年金額等が記載された「年金証書」が日本年金機構から送られてきます。その「年金証書」の写しが基金の繰上げ請求に必要となります。

- ◆ 繰上げ受給を希望される方は、当基金の手続き書類をお送りさせていただきますので、当基金までご連絡ください。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成24年度>



【お願い】
 当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるよう
 ご配慮の方お願いいたします
ホームページでもご覧いただけます
 当「基金情報」をホームページに掲載しています
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・2月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します
 * 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

* 3月分の掛金納入期限は、平成25年4月30日となりますので、ご協力お願いいたします。

4月の予定

- 15日 告知書(3月分)発送
- 19日 算定基礎届等送付日程文書発送
- 26日 年金資産運用委員会(ガラス会館)

※4月分の適用関係書類の切は5月8日です。